

**給与支払報告
特別徴収**

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

○○年 9月 10日 提出 (あて先) 飯田市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地 〒395-8501 飯田市 大久保町○○○○○	特別徴収義務者指定番号 7654321	
フリガナ イイダ マイケル			氏名又は名称 株式会社 ○ ○	連絡先の係、氏名及び電話番号 係 経理係 氏名 税務 花子 電話 (0265) 22 - 4511	
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8 7					
給与所得者 フリガナ イイダ マイケル			(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 8 月まで 35,600 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 104,400 円
氏名	飯田 マイケル 旧姓()		異動の事由 (下記から選択して○で囲む) 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 ※「9. その他」を選択された場合、次の理由の中からいずれかの理由を必ず選択してください。		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※残額を退職者から全額徴収し、事業所が納入する 3. 普通徴収 ※残額を退職者本人が納入する
生年月日	大正・昭和・平成 56 年 1 月 17 日		退職した年の1月から退職時までの給与支払額 1,200,000 円		控除社会保険料額 60,000 円
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4				
1月1日現在の住所	飯田市上郷黒田△△△△				
現住所	フィリピン(帰国)				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(ウ)未徴収税額について一括徴収する場合は、下記の欄にも記入してください。

一括徴収した税額は 9 月分(10 月 10 日納期限分)に納入します。	※地方税法により、1月1日から4月30日までの退職者については、一括徴収が義務づけられています。この期間中は異動者印不要です。※死亡による退職の場合は時期に関わらず一括徴収はできません(普通徴収へ切り替えます)。
徴収(予定)額(ウ) 104,400 円	異動者印 ㊞

◎転勤等による特別徴収届出書

新しい勤務先では	円を
月割額	
月分から徴収し、納入する	
給与支払期日	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑

1(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	係	
2(普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)	氏名	
3(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	電話	() -
4(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)		

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。